

2020年度憲法・解答例

1 1 「規制目的二分論」とは、職業の自由（22条1項）や財産権（29条1項）といった経済的自由権に対する規制措置が、積極目的規制である場合には、違憲審査基準として、明白性の原則を用いるのに対し、消極目的規制である場合には、厳格な合理性の基準を用いるとする考え方である。判例上は、①小売市場距離制限事件合憲判決が、「個人の経済活動に対する法的規制措置については、…当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限って、これを違憲と…する」としたのに対し、②薬局距離制限規定違憲判決が、「それが…積極的な目的のための措置ではなく、…消極的、警察的措置である場合には、…よりゆるやかな制限…によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する」としたことから、判例は「規制目的二分論」を採用していると評価されてきた。

そこで、以下、このような評価の当否について論じる。

2 まず、職業の自由についてはどうか。

(1) ②判決は、⑦職業の自由に対する規制措置については、「立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまる限り、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきものである」が、「右の合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭がありうるのであって、裁判所は、具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべき」ところ、⑦「一般に許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるか

2 ら、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要し」、また、⑨「それが社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止するための消極的、警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によっては右の目的を十分に達成することができないと認められることを要する」とする。

そうすると、②判決によれば、仮に、ある職業の自由に対する規制措置が、⑨消極目的規制ではあったとしても、⑦それが強力な制限ではない場合には、⑦立法府の合理的裁量が尊重されるから、厳格な合理性の基準は妥当しないことになる。

(2) さらに、②判決は、上記に統けて、「そして、この要件は、許可制そのものについてのみならず、その内容についても要求されるのであって、許可制の採用自体が是認される場合であっても、個々の許可条件については、更に個別的に右の要件に照らしてその適否を判断しなければならない」とした上で、「許可制を採用したことは、それ 자체としては公共の福祉に適合する目的のための必要かつ合理的措置として肯認することができる」とし、また、薬局の構造設備、薬局において薬事業務に従事すべき薬剤師の数及び許可申請者の人的欠格事由といった距離制限規定以外の許可条件についても、「比較的容易にその必要性と合理性を肯定しうるものである」として、簡単に合憲性を規

●最大判昭 47.11.22
【百選I 91】

●最大判昭 50.4.30
【百選I 92】

3 定している。ところが、距離制限規定については、立法事実を関連性（適合性）、最小限度性（L R A、必要性）の観点から精査した上で、「全体としてその必要性と合理性を肯定しうるにはなお遠いものであり、この点に関する立法院の判断は、その合理的裁量の範囲を超えるものである」として、違憲の結論を導いている。

これは、いわゆる段階理論（職業の自由の審査については、職業活動の内容及び態様に対する事後規制に比べて、職業選択に対する事前規制についての審査密度を厳格にし、さらに事前規制内部においても、資格制など主觀的な許可条件による事前規制よりも、距離制限のような客觀的な許可条件による事前規制についての審査密度を厳格にすべきだという考え方）に依拠しつつ、當時、国民経済の調和的発展を優先する「護送船団方式」の許認可行政が行われていたことに鑑み、積極目的規制の場合には、①判決を踏まえて、明白性の原則という緩やかな審査基準を採用したものであると解する。

(3) よって、①②判決は、「規制目的二分論」を採用しているとはいえない。

3 次に、財産権（29条1項）についてはどうか。

(1) ③森林法共有林事件違憲判決は、「財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、…社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたるため、…財産権に対して加えられる規制が…是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その

● 最大判昭 62.4.22
【百選I 96】

4 規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法院がした右比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たとはいえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法院の判断が合理的裁量の範囲を超えるものとなる場合に限り、…その効力を否定することができる」とする。

また、④証券取引法164条1項合憲判決も、「財産権に対する規制を必要とする社会的理由ないし目的も、…社会政策及び経済政策に基づくものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等を図るものまで多岐にわたるため、…財産権に対する規制が…是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して判断すべきものである」とする。

(2) このように、③④判決とも、財産権に対する規制の目的は「多岐にわたる」とした上、当該規制措置が積極目的と消極目的のいずれであるかを認定することなく、違憲審査基準を導いている。よって、③④判決も、「規制目的二分論」を採用しているとはいえない。

4 以上より、判例は「規制目的二分論」を採用しているとはいえない。

以 上

● 最大判平 14.2.13
【百選I 97】

2020年度憲法・資料（判決要旨）

①小売市場距離制限事件合憲判決（最大判昭47.11.22【百選I 91】）

憲法22条1項は、国民の基本的人権の一つとして、職業選択の自由を保障しており、そこで職業選択の自由を保障するというなかには、広く一般に、いわゆる営業の自由を保障する趣旨を包含しているものと解すべきであり、ひいては、憲法が、個人の自由な経済活動を基調とする経済体制を一応予定しているものということができる。しかし、憲法は、個人の経済活動につき、その絶対かつ無制限の自由を保障する趣旨ではなく、各人は、「公共の福祉に反しない限り」において、その自由を享有することができるにとどまり、公共の福祉の要請に基づき、その自由に制限が加えられることのあることは、右条項自体の明示するところである。

おもうに、右条項に基づく個人の経済活動に対する法的規制は、個人の自由な経済活動からもたらされる諸々の弊害が社会公共の安全と秩序の維持の見地から看過することができないような場合に、消極的に、かような弊害を除去ないし緩和するために必要かつ合理的な規制である限りにおいて許されるべきことはいうまでもない。のみならず、憲法の他の条項をあわせ考察すると、憲法は、全体として、福祉国家的理想的のもとに、社会経済の均衡のとれた調和的発展を企図しており、その見地から、すべての国民にいわゆる生存権を保障し、その一環として、国民の勤労権を保障する等、経済的劣位に立つ者に対する適切な保護政策を

要請していることは明らかである。このような点を総合的に考察すると、憲法は、国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定しているものということができ、個人の経済活動の自由に関する限り、個人の精神的自由等に関する場合と異なつて、右社会経済政策の実施の一手段として、これに一定の合理的規制措置を講ずることは、もともと、憲法が予定し、かつ、許容するところと解するのが相当であり、国は、積極的に、国民経済の健全な発達と国民生活の安定を期し、もつて社会経済全体の均衡のとれた調和的発展を図るために、立法により、個人の経済活動に対し、一定の規制措置を講ずることも、それが右目的達成のために必要かつ合理的な範囲にとどまる限り、許されるべきであつて、決して、憲法の禁ずるところではないと解すべきである。もつとも、個人の経済活動に対する法的規制は、決して無制限に許されるべきものではなく、その規制の対象、手段、態様等においても、自ら一定の限界が存するものと解するのが相当である。

ところで、社会経済の分野において、法的規制措置を講ずる必要があるかどうか、その必要があるとしても、どのような対象について、どのような手段・態様の規制措置が適切妥当であるかは、主として立法政策の問題として、立法院の裁量的判断にまつほかない。というのは、法的規制措置の必要の有無や法的規制措置の対象・手段・態様などを判断するにあたつては、その対象となる社会経済の実態についての正確な基礎資料が必要であり、具体的な法的規制措置が現実の社会経済にどのような影響を及ぼすか、その利害得失を洞察するとと

もに、広く社会経済政策全体との調和を考慮する等、相互に関連する諸条件についての適正な評価と判断が必要であつて、このような評価と判断の機能は、まさに立法府の使命とするところであり、立法府こそがその機能を果たす適格を具えた国家機関であるというべきであるからである。したがつて、右に述べたような個人の経済活動に対する法的規制措置については、立法府の政策的技術的な裁量に委ねるほかはなく、裁判所は、立法府の右裁量的判断を尊重するのを建前とし、ただ、立法府がその裁量権を逸脱し、当該法的規制措置が著しく不合理であることの明白である場合に限つて、これを違憲として、その効力を否定することができるものと解するのが相当である。

②薬局距離制限規定違憲判決（最大判昭 50.4.30 【百選 I 92】）

一 憲法 22 条 1 項の職業選択の自由と許可制

(一) 憲法 22 条 1 項は、何人も、公共の福祉に反しないかぎり、職業選択の自由を有すると規定している。職業は、人が自己の生計を維持するために継続的活動であるとともに、分業社会においては、これを通じて社会の存続と発展に寄与する社会的機能分担の活動たる性質を有し、各人が自己のもつ個性を全うすべき場として、個人の人格的価値とも不可分の関連を有するものである。右規定が職業選択の自由を基本的人権の一つとして保障したゆえんも、現代社会における職業のもつ右のような性格と意義にあるものといふことができる。

そして、このような職業の性格と意義に照らすときは、職業は、ひとりその選択、すなわち職業の開始、継続、廃止において自由であるばかりでなく、選択した職業の遂行自体、すなわちその職業活動の内容、態様においても、原則として自由であることが要請されるのであります、したがつて、右規定は、狭義における職業選択の自由のみならず、職業活動の自由の保障をも包含しているものと解すべきである。

(二) もつとも、職業は、前述のように、本質的に社会的な、しかも主として経済的な活動であつて、その性質上、社会的相互関連性が大きいものであるから、職業の自由は、それ以外の憲法の保障する自由、殊にいわゆる精神的自由に比較して、公権力による規制の要請がつよく、憲法22条1項が「公共の福祉に反しない限り」という留保のもとに職業選択の自由を認めたのも、特にこの点を強調する趣旨に出たものと考えられる。このように、職業は、それ自身のうちになんらかの制約の必要性が内在する社会的活動であるが、その種類、性質、内容、社会的意義及び影響がきわめて多種多様であるため、その規制を要求する社会的理由ないし目的も、国民経済の円満な発展や社会公共の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで千差万別で、その重要性も区々にわたるのである。そしてこれに對応して、現実に職業の自由に対して加えられる制限も、あるいは特定の職業につき私人による遂行を一切禁止してこれを国家又は公共団体の専業とし、あるいは一定の条件をみたし

た者にのみこれを認め、更に、場合によつては、進んでそれらの者に職業の継続、遂行の義務を課し、あるいは職業の開始、継続、廃止の自由を認めながらその遂行の方法又は態様について規制する等、それぞれの事情に応じて各種各様の形をとることとなるのである。それ故、これらの規制措置が憲法22条1項にいう公共の福祉のために要求されるものとして是認されるかどうかは、これを一律に論ずることができず、具体的な規制措置について、規制の目的、必要性、内容、これによつて制限される職業の自由の性質、内容及び制限の程度を検討し、これらを比較考量したうえで慎重に決定されなければならない。この場合、右のような検討と考量をするのは、第一次的には立法府の権限と責務であり、裁判所としては、規制の目的が公共の福祉に合致するものと認められる以上、そのための規制措置の具体的な内容及びその必要性と合理性については、立法府の判断がその合理的裁量の範囲にとどまるかぎり、立法政策上の問題としてその判断を尊重すべきものである。しかし、右の合理的裁量の範囲については、事の性質上おのずから広狭がありうるのであつて、裁判所は、具体的な規制の目的、対象、方法等の性質と内容に照らして、これを決すべきものといわなければならない。

(三) 職業の許可制は、法定の条件をみたし、許可を与えられた者のみにその職業の遂行を許し、それ以外の者に対してはこれを禁止するものであつて、右に述べたように職業の自由に対する公権力による制限の一態様である。このような許可制が設けられる理由は多種多様

で、それが憲法上是認されるかどうかも一律の基準をもつて論じがたいことはさきに述べたとおりであるが、一般に許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、
狭義における職業の選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な
制限であるから、その合憲性を肯定しうるためには、原則として、重要な公共の利益のため
に必要かつ合理的な措置であることを要し、また、それが社会政策ないしは経済政策上の積
極的な目的のための措置ではなく、自由な職業活動が社会公共に対してもたらす弊害を防止
するための消極的、警察的措置である場合には、許可制に比べて職業の自由に対するよりゆ
るやかな制限である職業活動の内容及び態様に対する規制によつては右の目的を十分に達成
することができないと認められることを要するもの、というべきである。そして、この要件
は、許可制そのものについてのみならず、その内容についても要求されるのであつて、許可
制の採用自体が是認される場合であつても、個々の許可条件については、更に個別的に右の
要件に照らしてその適否を判断しなければならないのである。

二 薬事法における許可制について。

(一) …医薬品は、国民の生命及び健康の保持上の必需品であるとともに、これと至大の関係
を有するものであるから、不良医薬品の供給（不良調剤を含む。以下同じ。）から国民の健康
と安全とをまもるために、業務の内容の規制のみならず、供給業者を一定の資格要件を具備
する者に限定し、それ以外の者による開業を禁止する許可制を採用したことは、それ自体と

しては公共の福祉に適合する目的のための必要かつ合理的措置として肯認することができる

…。

(二) そこで進んで、許可条件に関する基準をみると、薬事法6条（この規定は薬局の開設に
関するものであるが、同法26条2項において本件で問題となる医薬品の一般販売業に準用
されている。）は、1項1号において薬局の構造設備につき、1号の2において薬局において
薬事業務に従事すべき薬剤師の数につき、2号において許可申請者の人的欠格事由につき、
それぞれ許可の条件を定め、2項においては、設置場所の配置の適正の観点から許可をしな
いことができる場合を認め、4項においてその具体的な内容の規定を都道府県の条例に譲つて
いる。これらの許可条件に関する基準のうち、同条1項各号に定めるものは、いずれも不良
医薬品の供給の防止の目的に直結する事項であり、比較的容易にその必要性と合理性を肯定
しうるものである…のに対し、2項に定めるものは、このような直接の関連性をもつておら
ず、本件において上告人が指摘し、その合憲性を争つているのも、専らこの点に関するもの
である。それ故、以下において適正配置上の観点から不許可の道を開くこととした趣旨、目
的を明らかにし、このような許可条件の設定とその目的との関連性、及びこのような目的を
達成する手段としての必要性と合理性を検討し、この点に関する立法院の判断がその合理的
裁量の範囲を超えないかどうかを判断することとする。

三 薬局及び医薬品の一般販売業（以下「薬局等」という。）の適正配置規制の立法目的及び理

由について。

(一) …右の適正配置規制は、主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置であり、そこで考えられている薬局等の過当競争及びその経営の不安定化の防止も、それ自体が目的ではなく、あくまでも不良医薬品の供給の防止のための手段であるにすぎないものと認められる。すなわち、小企業の多い薬局等の経営の保護というような社会政策的ないしは経済政策的目的は右の適正配置規制の意図するところでなく（この点において、最高裁昭和…47年11月22日大法廷判決…で取り扱われた小売商業調整特別措置法における規制とは趣きを異にし、したがつて、右判決において示された法理は、必ずしも本件の場合に適切ではない。）、また、一般に、国民生活上不可欠な役務の提供の中には、当該役務のもつ高度の公共性にかんがみ、その適正な提供の確保のために、法令によつて、提供すべき役務の内容及び対価等を厳格に規制するとともに、更に役務の提供 자체を提供者に義務づける等のつよい規制を施す反面、これとの均衡上、役務提供者に対してある種の独占的地位を与え、その経営の安定をはかる措置がとられる場合があるけれども、薬事法その他の関係法令は、医薬品の供給の適正化措置として右のような強力な規制を施してはおらず、したがつて、その反面において既存の薬局等にある程度の独占的地位を与える必要も理由もなく、本件適正配置規制にはこのような趣旨、目的はなんら含まれて

いないと考えられるのである。

(二) …。

四 適正配置規制の合憲性について。

(一) 薬局の開設等の許可条件として地域的な配置基準を定めた目的が前記三の（一）に述べたところにあるとすれば、それらの目的は、いずれも公共の福祉に合致するものであり、かつ、それ自体としては重要な公共の利益ということができるから、右の配置規制がこれらの目的のために必要かつ合理的であり、薬局等の業務執行に対する規制によるだけでは右の目的を達することができないとすれば、許可条件の一つとして地域的な適正配置基準を定めることは、憲法22条1項に違反するものとはいえない。問題は、果たして、右のような必要性と合理性の存在を認めることができるかどうか、である。

(二) 薬局等の設置場所についてなんらの地域的制限が設けられない場合、被上告人の指摘するように、薬局等が都会地に偏在し、これに伴つてその一部において業者間に過当競争が生じ、その結果として一部業者の経営が不安定となるような状態を招来する可能性があることは容易に推察しうるところであり、現に無薬局地域や過少薬局地域が少なからず存在することや、大都市の一部地域において医薬品販売競争が激化し、その乱売等の過当競争現象があらわれた事例があることは、国会における審議その他の資料からも十分にうかがいえるところである。しかし、このことから、医薬品の供給上の著しい弊害が、薬局の開設等の許可に

つき地域的規制を施すことによつて防止しなければならない必要性と合理性を肯定させるほ

どに、生じているものと合理的に認められるかどうかについては、更に検討を必要とする。

(1) 薬局の開設等の許可における適正配置規制は、設置場所の制限にとどまり、開業そのも

のが許されないこととなるものではない。しかしながら、薬局等を自己の職業として選択

し、これを開業するにあたつては、経営上の採算のほか、諸般の生活上の条件を考慮し、自

己の希望する開業場所を選択するのが通常であり、特定場所における開業の不能は開業その

ものの断念にもつながりうるものであるから、前記のような開業場所の地域的制限は、実質

的には職業選択の自由に対する大きな制約的効果を有するものである。

(2) 被上告人は、右のような地域的制限がない場合には、薬局等が偏在し、一部地域で過当

な販売競争が行われ、その結果前記のように医薬品の適正供給上種々の弊害を生じると主張

する。そこで検討するのに、

(イ) まず、現行法上国民の保健上有害な医薬品の供給を防止するために、薬事法は、医薬品

の製造、貯蔵、販売の全過程を通じてその品質の保障及び保全上の種々の厳重な規制を設け

ているし、薬剤師法もまた、調剤について厳しい遵守規定を定めている。そしてこれらの規

制違反に対しては、罰則及び許可又は免許の取消等の制裁が設けられているほか、不良医薬

品の廃棄命令、施設の構造設備の改繕命令、薬剤師の増員命令、管理者変更命令等の行政上

の是正措置が定められ、更に行政機関の立入検査権による強制調査も認められ、このような

行政上の検査機構として薬事監視員が設けられている。これらはいざれも、薬事関係各種業者の業務活動に対する規制として定められているものであり、刑罰及び行政上の制裁と行政的監督のもとでそれが励行、遵守されるかぎり、不良医薬品の供給の危険の防止という警察上の目的を十分に達成することができるはずである。もつとも、法令上いかに完全な行為規制が施され、その遵守を強制する制度上の手当がされていても、違反そのものを根絶することは困難であるから、不良医薬品の供給による国民の保健に対する危険を完全に防止するための万全の措置として、更に進んで違反の原因となる可能性のある事由をできるかぎり除去する予防的措置を講じることは、決して無意義ではなく、その必要性が全くないとはいえない。しかし、このような予防的措置として職業の自由に対する大きな制約である薬局の開設等の地域的制限が憲法上是認されるためには、単に右のような意味において国民の保健上の必要性がないとはいえないというだけでは足りず、このような制限を施さなければ右措置による職業の自由の制約と均衡を失しない程度において国民の保健に対する危険を生じさせるおそれのあることが、合理的に認められることを必要とするというべきである。

(ロ) ところで、薬局の開設等について地域的制限が存在しない場合、薬局等が偏在し、これに伴い一部地域において業者間に過当競争が生じる可能性があることは、さきに述べたところであり、このような過当競争の結果として一部業者の経営が不安定となるおそれがあるとともに、容易に想定されるところである。被上告人は、このような経営上の不安定は、ひいて

は当該薬局等における設備、器具等の欠陥、医薬品の貯蔵その他の管理上の不備をもたらし、良質な医薬品の供給をさまたげる危険を生じさせると論じている。確かに、観念上はそのような可能性を否定することができない。しかし、果たして実際上どの程度にこのような危険があるかは、必ずしも明らかにされてはいないのである。被上告人の指摘する医薬品の乱売に際して不良医薬品の販売の事実が発生するおそれがあつたとの点も、それがどの程度のものであつたか明らかでないが、そこで挙げられている大都市の一部地域における医薬品の乱売のごときは、主としていわゆる現金問屋又はスーパーマーケットによる低価格販売を契機として生じたものと認められることや、一般に医薬品の乱売については、むしろその製造段階における一部の過剰生産とこれに伴う激烈な販売合戦、流通過程における営業政策上の行態等が有力な要因として競合していることが十分に想定されることを考えると、不良医薬品の販売の現象を直ちに一部薬局等の経営不安定、特にその結果としての医薬品の貯蔵その他の管理上の不備等に直結させることは、決して合理的な判断とはいえない。殊に、當時行政上の監督と法規違反に対する制裁を背後に控えている一般の薬局等の経営者、特に薬剤師が経済上の理由のみからあえて法規違反の挙に出るようなことは、きわめて異例に属すると考えられる。このようにみると、競争の激化一経営の不安定一法規違反という因果関係に立つ不良医薬品の供給の危険が、薬局等の段階において、相当程度の規模で発生する可能性があるとすることは、単なる観念上の想定にすぎず、確実な根拠に基づく合理的な判断

とは認めがたいといわなければならない。なお、医薬品の流通の機構や過程の欠陥から生じる経済上の弊害について対策を講じる必要があるとすれば、それは流通の合理化のために流通機構の最末端の薬局等をどのように位置づけるか、また不当な取引方法による弊害をいかに防止すべきか、等の経済政策的問題として別途に検討されるべきものであつて、国民の保健上の目的からされている本件規制とは直接の関係はない。

(ハ) 仮に右に述べたような危険発生の可能性を肯定するとしても、更にこれに対する行政上の監督体制の強化等の手段によつて有効にこれを防止することが不可能かどうかという問題がある。この点につき、被上告人は、薬事監視員の増加には限度があり、したがつて、多数の薬局等に対する監視を徹底することは実際上困難であると論じている。このように監視に限界があることは否定できないが、しかし、そのような限界があるとしても、例えば、薬局等の偏在によつて競争が激化している一部地域に限つて重点的に監視を強化することによつてその実効性を高める方途もありえないではなく、また、被上告人が強調している医薬品の貯蔵その他の管理上の不備等は、不時の立入検査によつて比較的容易に発見することができるような性質のものとみられること、更に医薬品の製造番号の抹消操作等による不正販売も、薬局等の段階で生じたものというよりは、むしろ、それ以前の段階からの加工によるのではないかと疑われること等を考え合わせると、供給業務に対する規制や監督の励行等によ

つて防止しきれないような、専ら薬局等の経営不安定に由来する不良医薬品の供給の危険が

相当程度において存すると断じるのは、合理性を欠くというべきである。

(二) 被上告人は、また、医薬品の販売の際における必要な注意、指導がおそろかになる危険

があると主張しているが、薬局等の経営の不安定のためにこのような事態がそれ程に発生す

るとは思われないので、これをもつて本件規制措置を正当化する根拠と認めるには足りな

い。

(ホ) 被上告人は、更に、医薬品の乱売によつて一般消費者による不必要的医薬品の使用が助

長されると指摘する。確かにこのような弊害が生じうることは否定できないが、医薬品の乱

売やその乱用の主要原因は、医薬品の過剰生産と販売合戦、これに随伴する誇大な広告等に

あり、一般消費者に対する直接販売の段階における競争激化はむしろその従たる原因にすぎ

ず、特に右競争激化のみに基づく乱用助長の危険は比較的軽少にすぎないと考えるのが、合

理的である。のみならず、右のような弊害に対する対策としては、薬事法66条による誇大

広告の規制のほか、一般消費者に対する啓蒙の強化の方法も存するのであつて、薬局等の設

置場所の地域的制限によつて対処することには、その合理性を認めがたいのである。

(ヘ) 以上(ロ)から(ホ)までに述べたとおり、薬局等の設置場所の地域的制限の必要性と

合理性を裏づける理由として被上告人の指摘する薬局等の偏在一競争激化一部薬局等の經

営の不安定一不良医薬品の供給の危険又は医薬品乱用の助長の弊害という事由は、いずれも

いまだそれによつて右の必要性と合理性を肯定するに足りず、また、これらの事由を総合し

ても右の結論を動かすものではない。

(3) 被上告人は、また、医薬品の供給の適正化のためには薬局等の適正分布が必要であり、

一部地域への偏在を防止すれば、間接的に無薬局地域又は過少薬局地域への進出が促進され

て、分布の適正化を助長すると主張している。薬局等の分布の適正化が公共の福祉に合致す

ることはさきにも述べたとおりであり、薬局等の偏在防止のためにする設置場所の制限が間

接的に被上告人の主張するような機能を何程かは果たしうることを否定することはできない

が、しかし、そのような効果をどこまで期待できるかは大いに疑問であり、むしろその実効

性に乏しく、無薬局地域又は過少薬局地域における医薬品供給の確保のためには他にもその

方策があると考えられるから、無薬局地域等の解消を促進する目的のために設置場所の地域

的制限のような強力な職業の自由の制限措置をとることは、目的と手段の均衡を著しく失す

るものであつて、とうていその合理性を認めることができない。

本件適正配置規制は、右の目的と前記(2)で論じた国民の保健上の危険防止の目的との、

二つの目的のための手段としての措置であることを考慮に入れるとしても、全体としてその

必要性と合理性を肯定しうるにはなお遠いものであり、この点に関する立法府の判断は、そ

の合理的裁量の範囲を超えるものであるといわなければならない。

五 結論

以上のとおり、薬局の開設等の許可基準の一つとして地域的制限を定めた薬事法6条2項、4項（これらを準用する同法26条2項）は、不良医薬品の供給の防止等の目的のために必要かつ合理的な規制を定めたものということができないから、憲法22条1項に違反し、無効である。

③森林法共有林事件違憲判決（最大判昭62.4.22【百選196】）

一 憲法29条は、1項において「財産権は、これを侵してはならない。」と規定し、2項において「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定し、私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権につきこれを基本的人権として保障するとともに、社会全体の利益を考慮して財産権に対し制約を加える必要性が増大するに至つたため、立法府は公共の福祉に適合する限り財産権について規制を加えることができる、としているのである。

二 財産権は、それ自体に内在する制約があるほか、右のとおり立法府が社会全体の利益を図るために加える規制により制約を受けるものであるが、この規制は、財産権の種類、性質等が多種多様であり、また、財産権に対し規制を要求する社会的理由ないし目的も、社会公共

の便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策上の積極的なものから、社会生活における安全の保障や秩序の維持等の消極的なものに至るまで多岐にわたるため、種々

様々なありうるのである。したがつて、財産権に対して加えられる規制が憲法29条2項に
いう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、
必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考
量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした右比較考量に基づく判断を尊
重すべきものであるから、立法の規制目的が前示のような社会的理由ないし目的に出たとは
いえないものとして公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の
福祉に合致するものであつても規制手段が右目的を達成するための手段として必要性若しく
は合理性に欠けていることが明らかであつて、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を
超えるものとなる場合に限り、当該規制立法が憲法29条2項に違背するものとして、その
効力を否定することができるものと解するのが相当である（最高裁昭和…50年4月30日
大法廷判決…参照）。

④証券取引法 164条1項合憲判決（最大判平14.2.13【百選I97】）

財産権は、それ自体に内在する制約がある外、その性質上社会全体の利益を図るために立
法府によって加えられる規制により制約を受けるものである。財産権の種類、性質等は多種
多様であり、また、財産権に対する規制を必要とする社会的理由ないし目的も、社会公共の
便宜の促進、経済的弱者の保護等の社会政策及び経済政策に基づくものから、社会生活にお

ける安全の保障や秩序の維持等を図るものまで多岐にわたるため、財産権に対する規制は、
種々の態様のものがあり得る。このことからすれば、財産権に対する規制が憲法 29 条 2 項
にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目
的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比
較考量して判断すべきものである。